

香川県宅地建物取引業者名簿等及び積立式宅地建物販売業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第54号

香川県宅地建物取引業者名簿等及び積立式宅地建物販売業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

香川県宅地建物取引業者名簿等及び積立式宅地建物販売業者名簿等閲覧規則（昭和27年香川県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="219 485 1093 555"><u>香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則</u></p> <p data-bbox="181 598 264 630">（趣旨）</p> <p data-bbox="136 635 1093 853">第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第10条に規定する宅地建物取引業者名簿等、<u>積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）</u>第13条に規定する積立式宅地建物販売業者名簿等及び<u>不動産特定共同事業者名簿等（平成6年法律第77号）</u>第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿等（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="181 896 315 928">（閲覧場所）</p> <p data-bbox="136 933 1093 1045">第2条 名簿等の閲覧は、香川県土木部住宅課内に置く<u>香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧所</u>（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。</p>	<p data-bbox="1205 485 2078 555"><u>香川県宅地建物取引業者名簿等及び積立式宅地建物販売業者名簿等閲覧規則</u></p> <p data-bbox="1167 598 1249 630">（趣旨）</p> <p data-bbox="1122 635 2078 782">第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第10条に規定する宅地建物取引業者名簿等及び<u>積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）</u>第13条に規定する積立式宅地建物販売業者名簿等（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 896 1301 928">（閲覧場所）</p> <p data-bbox="1122 933 2078 1045">第2条 名簿等の閲覧は、香川県土木部住宅課内に置く<u>香川県宅地建物取引業者名簿等及び積立式宅地建物販売業者名簿等閲覧所</u>（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。